

大阪地裁の大飯原発裁判の判決を尊重し 老朽原発美浜3号、高浜1・2号の再稼働反対等を求める要望書

舞鶴市長 多々見良三 様

要 望 事 項

1. 大阪地裁判決を尊重し、国内初となる老朽原発美浜3号、高浜1・2号の再稼働は認められないと表明し、関電に正式に申し渡すこと。

12月4日の大阪地裁判決は、大飯原発3・4号の設置許可を取り消すよう命じました。原子力規制委員会が自ら定めた「審査ガイド」を無視していることに「看過し難い過誤、欠落がある」と厳しく批判しています。これは美浜3号等の他の原発の地震動審査にも当てはまるものです。

2. 大阪地裁判決を尊重し、関電の全ての原発について、運転を停止した状態で地震動評価と耐震評価をやり直すよう国に求めること。

3. 12月6日の住民説明会での国と関電による説明では不十分です。老朽原発稼働の是非については、裁判原告である市民の意見をも聞いた上で、舞鶴市民からの不安の声を十分に反映して、責任ある判断をしてください。

老朽原発再稼働に関する住民説明会が、舞鶴市で(12月6日)開かれました。貴職は判決に触れ、「国民は本当に新基準を守っていれば大丈夫、と書いていいのか」と述べられています。説明会終了後には、「説明会で感じた不安や疑問を市民から求める意向」を示され、又8日の市議会一般質問では、「住民や市議会の意見などを踏まえたうえで『責任ある判断をしてまいりたい』」と述べられています。

判決は、国の審査のあり方を厳しく批判しています。本来なら、原子力規制委員会と関電に説明する資格はありません。責任ある判断の為に、国と関電からだけ説明を聞くのではなく、裁判原告の意見も説明させてください。

4. 蒸気発生器細管の損傷が4回も立て続けに起きている高浜原発の運転再開は認められないと表明し、関電に正式に申し渡すこと。

高浜原発の細管損傷事故は、これまでの3回の同様の事故で「異物」を特定することなく、原因調査を放棄してしまったことによるものです。しかし関電は、12月22日に高浜3号の原子炉を起動しようとしています。4号の細管損傷原因が明らかになるまでは、3号の運転再開は認められません。

5. コロナ禍での感染症対策と原発事故時の避難は両立せず、避難計画に実効性はありません。そのため、避難所確保等について、広域避難計画を抜本的に見直すこと。

コロナ禍では避難スペースは2倍必要(一人2m²から4m²)だと、内閣府が12月1日の市民との交渉で認めました。高浜原発事故時のUPZは、舞鶴市全市に及びます。京都府は10月13日の市民の申し入れで、「コロナ禍では、避難バスも避難所も2倍必要になり、相当に厳しい」と述べています。避難時の「3密」は避けられず、感染症対策と避難は両立できません。

6. 内閣府等の報告(3頁参照)によれば、屋内退避で内部被ばくを防ぐことはできま

せん。そのため、舞鶴全住民に安定ヨウ素剤の事前配布を実施すること。

2020年12月14日

おい原発止めよう裁判の会

避難計画を案ずる関西連絡会（連絡先団体：グリーン・アクション/ 原発なしで暮らしたい丹波の会/ 脱原発はりまアクション/ 原発防災を考える兵庫の会/ 美浜の会/ 避難計画を考える滋賀の会）

（この件の連絡先：グリーン・アクション 京都市左京区田中関田町 22-75-103 Tel: 075-701-7223）

◆大阪地裁判決と老朽原発美浜 3 号の危険性について、若干の説明

12月4日の大阪地裁の判決は、原告勝訴の画期的なものでした。国相手の行政訴訟で、原発の設置許可の取り消しを命じた判決は初めてのことです。自らが定めた「審査ガイド」を無視した規制委員会の審査について、その姿勢そのものが根本的に問題とされたのです。規制委員会は、他の原発の審査でも基本的に「ばらつき」を無視しています。そのためこの判決は、大飯原発だけでなく、他の原発の基準地震動の評価にも波及し、設置許可そのものが改めて問われなければなりません。

それにも関わらず敗訴した国は、判決を真摯に受け止め、まともに向き合う姿勢さえありません。12月9日の原子力規制委員会の更田委員長会見では、早々と「審査に過誤はなかった。他の原発にも影響はない」等と発言し、「審査ガイド」の改悪を規制庁に指示するほどです。

12月8日の美浜町の全員協議会でも、判決と美浜原発の再稼働について議論になりました。美浜3号の基準地震動について町議から「現行の基準地震動993ガルは、ばらつきを考慮すればもっと大きくなるのか？」と質問が出されました。しかし、規制庁の福井担当者は、答えをはぐらかし「断層面積等を保守的に評価している」と繰り返すだけでした。

しかし判決は、規制委員会の審査について、「看過し難い過誤、欠落がある」と厳しく批判しています。判決は、基準地震動の策定において、原子力規制委員会自らが定めた「審査ガイド」を無視して、地震規模（地震モーメント）を経験式の平均値のみで算出し、「ばらつき」を考慮せず、基準地震動が過小になるとして、設置許可基準規則4条3項に違反すると認めました。

判決本文では、国の主張をことごとく批判しています [詳細は別紙参照]。

- ・「ばらつきの考慮」は、平均値より大きい方向にかい離する可能性を考慮するという積極的な意味をもつもの
- ・国の審査では、ばらつきについて検討した形跡がない。ばらつきについて審査した議事録を提出しなかった
- ・複数の断層の連動や断層面積を大きく設定する「不確かさの考慮」と、地震規模の「ばらつきの考慮」とは異質なもの。「審査ガイド」でも区別して定められている
- ・国の証拠（川瀬報告書）は、ばらつきを上乗せする必要がないことを裏付けるものではない

美浜3号の基準地震動策定においても、大飯原発と全く同じ手法で行われています。判決に即して「ばらつき」を考慮した場合、美浜3号の現行の基準地震動993ガルは、1,330ガルにもなります。そのため、地震に耐えることはできず、大事故に至る危険があります。

さらに、老朽原発は重要な機器（原子炉圧力容器や電気ケーブル等）を取り替えることはできないという特有の危険もあります。

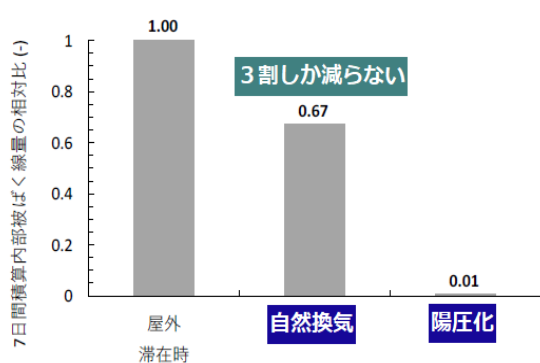
現在、関電の原発は全て止まっていますが、電気は足りています。老朽原発の再稼働の必要はありません。

審査ガイド 1.3.2.3 震源特性パラメータの設定 (①、②及び下線は引用者)

(2) ①震源モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。②その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。

基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（平成25年（2013年）6月 原子力規制委員会）

◆屋内退避で内部被ばくを防ぐことができないことについて、若干の説明



内閣府（原子力防災担当）及び原子力研究開発機構は、今年3月に「原子力災害発生時の防災措置－放射線防護対策が講じられた施設等への屋内退避－について〔暫定版〕（2020年3月）」（以下「内閣府等の報告」）を出しました*。そこでは、図のように、放射線防護対策（陽圧化）をした施設では、99%内部被ばくを低減できるといいます。しかし、防護対策がない場合、気密性が非常に高い家屋（北海道等で適用される次世代省エネルギー住宅基準）でも、屋外と比べて3割しか低減しないという結果が出ています。木造家屋では効果はさらに低いと思われ、内部被ばくは避けられません。

（図中の「自然換気」とは、放射線防護対策のない通常の家屋で、窓を閉めた状態）

※ 「内閣府等の報告書」 上記図は、P16 図9より

https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/pdf/02_okunai_zantei_r.pdf

しかし他方で、原子力規制委員会は「屋内退避により、吸入による内部被ばくを、木造家屋においては4分の1程度、気密性の高いコンクリート建屋のような施設においては20分の1程度に抑えることができる」としています。両者を比較すれば、屋内退避での内部被ばくの低減効果は、表のように全く異なります。

内部被ばくの低減効果		
内閣府等報告	陽圧化装置あり	99%低減
内閣府等報告	高気密・自然換気	33%低減
内閣府等報告	木造・自然換気	記載なし
規制委	高気密・自然換気	95%程度低減
規制委	木造・自然換気	75%程度低減

▼内閣府と規制委員会に直接説明を求め、議論してください。

屋内退避を基本とする避難計画について、抜本的に見直してください。

▼住民の安全を守るため、少なくともUPZ住民には安定ヨウ素剤を事前配布してください。

また内閣府は、上記報告書の末尾に「屋内退避が安全の第一歩！」というパンフレット（4頁参照）をつけています。これは、「陽圧化」していない一般住宅においても「放射線による影響を回避したり、低減させることができます」と書かれており、十分に被ばくが低減できるとの印象を与えるものです。

▼このパンフレットは、撤回して回収するよう求めてください。

屋内退避が安全への第1歩!!

緊急事態
発生!!

屋内退避することで、
建物の気密性と遮へい効果により、
放射線による影響を回避したり、
低減させることができます。



※原子力発電所から5Km以内の地域に住んでいる方は、予防的に避難することになります。

屋内退避時のポイント“落ち着いた対応が大切!!”



万一、原子力発電所で事故が発生した場合、
屋外で行動していると、かえって被ばくの危険が
高まるおそれがあるんだよ。



屋内退避することで、
被ばくを低減できるんだ。

顔や手を洗い、
うがいをしましょう。
衣類も着替えましょう。

換気扇は
止めましょう。

窓は閉めましょう。

正確な情報を
確認しましょう。

食品にはラップや
ふたをしましょう。

屋内退避は数日間継続することもあるから、
日頃から食料や飲料水の備蓄が大切なんだ。

備えあれば憂いなし。
日頃の備えが大切なんだよ。



※一般的なエアコンは外気を取り入れないので、屋内避難中でも使用できます。

内閣府原子力防災担当 https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/